

第 8 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

協議事項

議案第 29 号

新市建設計画素案について

新市建設計画素案について、別冊のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 20 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 田 隅 三 生

議案第30号

行政機関の取扱いについて

行政機関の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成16年4月20日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 田 隅 三 生

別 紙

行政機関の取扱い	
総括調整方針	行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。

現 況		
行政機関の状況	平成 16 年 4 月 1 日現在	
区分	さいたま市	岩槻市
執行機関	(本庁) 7 局 1 9 部 7 7 課 (区役所) 1 8 部 1 0 1 課	5 部 3 4 課
附属機関	7 5 機関	3 9 機関
執行機関は、市長事務部局に属するもの		

議案第 3 1 号

町・字名の取扱いについて

町・字名の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 0 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 田 隅 三 生

別 紙

町・字名の取扱い	
総括調整方針	町・字の名称及び区域は、現行のとおりとする。

備 考	(1) 町・字名の表記と読みが同一のもの														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>さいたま市</th> <th>岩槻市</th> <th>読み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仲町(大宮区、浦和区)</td> <td>仲町</td> <td>なかちょう</td> </tr> <tr> <td>宮町(大宮区)</td> <td>宮町</td> <td>みやちょう</td> </tr> <tr> <td>大字大谷(見沼区)</td> <td>大字大谷</td> <td>おおや</td> </tr> <tr> <td>大戸(中央区)</td> <td>大字大戸</td> <td>おおと</td> </tr> </tbody> </table>	さいたま市	岩槻市	読み	仲町(大宮区、浦和区)	仲町	なかちょう	宮町(大宮区)	宮町	みやちょう	大字大谷(見沼区)	大字大谷	おおや	大戸(中央区)	大字大戸
さいたま市	岩槻市	読み													
仲町(大宮区、浦和区)	仲町	なかちょう													
宮町(大宮区)	宮町	みやちょう													
大字大谷(見沼区)	大字大谷	おおや													
大戸(中央区)	大字大戸	おおと													
	(2) 町名の表記のみが同一のもの														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>さいたま市</th> <th>岩槻市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東町(あずまちょう)(大宮区)</td> <td>東町(ひがしちょう)</td> </tr> </tbody> </table>	さいたま市	岩槻市	東町(あずまちょう)(大宮区)	東町(ひがしちょう)										
さいたま市	岩槻市														
東町(あずまちょう)(大宮区)	東町(ひがしちょう)														

議案第 3 2 号

各種事務事業の取扱いについて

次の各種事務事業の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

1 消防業務

平成 1 6 年 4 月 2 0 日提出

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 田 隅 三 生

別 紙

各種事務事業の取扱い - 消防業務	
総括調整方針	消防業務は、さいたま市の制度に統一するものとする。

主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
火災等出動計画	さいたま市の制度に統一する。
消防水利の整備計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
消防緊急情報システム	さいたま市の制度に統一する。
女性消防隊	さいたま市の制度を適用する。